

神戸南ロータリークラブ細則

第1条 理事および役員を選任

第1節 理事及び次々年度会長の選任

- (1) 会長は、年次総会までに指名委員会に対し、相当の会員歴を有する会員の中から、次々年度会長及び10名以内の次年度理事を指名することを求めなければならない。
- (2) 指名委員会は会長、会長エレクト、当年度理事及び前3代の会長により組織される。
- (3) (1)によって指名されたものは年次総会における過半数の承認により次年度会長エレクト及び次年度の理事に選任される。
- (4) 理事は定数のうち一部は留任することができる。但し、同じメンバーを連続して4選することは避けるものとする。
- (5) (1)の指定に当たっては、指名委員会は定数分の理事候補者を指名する。
- (6) (3)の総会における承認は候補者一人ずつに対して得られるものとする。
- (7) 指名委員会の指名を受けた理事候補者のうち総会での承認が得られなかった者がいた場合は、指名委員会はその承認を得られなかった者にかえて別の候補者を指名するものとする。
- (8) 当年度において選任された理事が欠けた場合には当年度における理事会の残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第2節 役員を選任

- (1) 当クラブの役員は会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、SAA（以上を定款の役員という）及び、理事会が設置する役員（細則上の役員という）とする。理事会はその権限で副幹事、副SAA、会計監査を設けることができる。
- (2) 会長は、年次総会までに指名委員会に対し第1節(1)で指名を求めた次年度理事のうちから次年度副会長、次年度幹事、次年度会計及び次年度SAAの任に当たる者を指名することを求めなければならない。
- (3) 前号によって指名された者は年次総会の過半数の承認により次年度の副会長、幹事、会計およびSAAに選任される。
- (4) 次年度会長は、当年度会長エレクトが当然就任する。
- (5) 副会長（クラブ奉仕委員長を兼ねる）、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕の各委員長、幹事、会計、SAAは理事をもってあてる。
- (6) 会長が任期中に、その責務を果たせない事情が発生した時、直前会長またはパスト会長がその任務を引き受けなくてはならない。

第2条 理事会

第1節 理事会の構成

- (1) 本クラブの管理主体は会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、SAA及びその他の理事で構成された理事会とする。
- (2) 理事会の決定により副幹事、副SAAの役員を置くときはこれらの者も理事会構成員（職務上の理事会構成員）となるものとする。

第2節 職務上の理事会構成員の責任と権限

前節(2)の職務上の理事会構成員は、理事会に出席し意見を述べるものとする。しかし、理事会の決議に加わることはできない。

第3節 その他のメンバーの理事会への出席

- (1) 前幹事は会長の要請により、理事会に出席し意見を述べるができる。
- (2) 各委員会の委員長もしくはこれに代わるものは、その担当する委員会の運営に関し、理事会の承諾を得て、理事会に出席し、意見を述べるができる。

第3条 役員の仕事

- (1) 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

(2) 直前会長

直前会長は、クラブの指導力の継続性を提供することが求められ、理事会メンバーとしての任務と理事会によって定められる任務を行うものとする。

(3) 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

(4) 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

(5) 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送しこれらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

(6) 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務をおこなうにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産をその後任者に引き継がなければならない。

(7) SAA

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

(8) 副幹事及び副SAAはそれぞれ幹事及びSAAを補佐し幹事及びSAAに事故があるときはその事務を代行する。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第1週月曜日に開催されるものとする。12月第1週月曜日が法定休日に当たると、定款によりクラブの例会が取りやめることができる場合に当たった場合には、その前週か又はその次の週の月曜日に開催されるものとする。そして、この年次総会において、次年度の役員及び理事の承認を行わなければならない。

第2節 例会

(1) 本クラブの毎週の例会は、月曜日午後6時に開会し午後7時に閉会するものとする。会長はクラブの会員すべてに対して、例会に関するあらゆる変更や取消を事前に通知しなければならない。

(2) 1月2日、3日、12月31日が例会日に当たった場合は法定休日に当たるとし理事会は例会を取りやめることができる。

第3節 会員の出席義務

(1) 本クラブ会員はすべて、名誉会員または標準ロータリークラブ定款9条第3節の規定に基づき本クラブ理事会によって出席を免除された会員を除き例会に出席しなければならない。

(2) 会員は、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントを出席していなければその例会に出席したことは認められない。

第4節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第5節 理事会

- (1) 定例理事会は原則として毎月第1週に開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は会長が必要があると認めたとき、または理事会のメンバーの2人以上の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合会長は事前に理事会構成メンバーに対して、招集の通知をしなければならない。
- (3) 理事会のメンバー（職務上の理事を除く）の過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は150,000円とし入会承認後すみやかに納入すべきものとする。

第2節 会費

会費は年額300,000円とし、各半年ごとに150,000円ずつにわけて、毎年2回7月末日および、1月末日に支払うべきものとする。

第6条 委員会

第1節

- (1) 会長は理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕及び新世代奉仕について、この5つの奉仕の分野にまたがる諸問題を取り扱う委員会を、また、それらの奉仕の特定分野を担当する委員会を設置しなければならない。
- (2) 各委員会は、本細則によって、付託された職務及び会長又は理事会に付託される事項を処理すべきものとする。但し、理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕委員会の及び新世代奉仕委員長には、理事をもって当てなければならない。またクラブ奉仕委員会の委員長は副会長をもってあてる。
- (4) 会長はその職務上すべての委員会の委員になるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる権限をもつものとする。

第2節 委員会の構成と任務

この細則で定める各委員会の任務は次のとおりである。

- (1) クラブ奉仕委員会
 - ①奉仕の第一部門であるクラブ奉仕とは、本クラブの機能を充実させるためにクラブ内で会員が取るべき行動などを指す。
 - ②クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (2) 職業奉仕委員会
 - ①奉仕の第二部門である職業奉仕とは、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割にはロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
 - ②この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。
- (3) 社会奉仕委員会
 - ①奉仕の第三部門である社会奉仕とは、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら会員が行うさまざまな取り組みのことである。

②社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(4) 国際奉仕委員会

①奉仕の第四部門である国際奉仕とは、書物などを読むことや通信を通じて、さらには他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動のことである。

②この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(5) 新世代奉仕委員会

①この委員会は新世代の指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトの参加、世界平和と異文化の理解を深める交流プログラムに会員が積極的に参加できるようにする。

②この委員会の委員長は本クラブの新世代奉仕活動に責任を持ち、新世代奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整することである。

(6) 会長は、設置した委員会に対し、理事会の承認の下、職務分掌をもってその任務を明確にしなければならない。また、委員会はその任務を遂行しなければならない。

第7条 財務

(1) 会計は本クラブの資金を理事会によって指定された銀行に預け入れなければならない。

(2) 本クラブの全ての会計事務については少なくとも毎年1回会計監査によって監査が行わなければならない。

(3) 本クラブの会計年度は7月1日より翌年6月30日に至る期間とし、会費徴収のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。

(4) 会員は全員「ロータリーの友」を購読するものとし、購読代金はクラブ財産資産より支出する。

(5) 各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は理事会によって承認された後、各項目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

(6) 当クラブを代表して役員又は会員がロータリーの会議に参加し又は出張する際の旅費交通費は理事会の承認を得て、クラブにおいて負担することができる。

(7) ニコニコ箱に拠出された奉仕金は原則として社会奉仕、国際奉仕及び新世代奉仕の資金に充てる。特に転用の必要のある際は理事会の承認を得るものとする。

(8) 当クラブは別に定める慶弔規定に従ってクラブの財産資産を全員の為に使用することができる。

(9) 当クラブは別に定める神戸南ロータリークラブ受け入れ留学生に対する支援に関する規定に従って、クラブの財産資産を留学生のために用することができる。

(10) 当クラブは、財務基盤を安定させるために「クラブ基金」を設ける。その収入は、入会金・一般会計並びにニコニコの剰余金・寄付金等をもって当て、その支出は理事会の承認をもって行う。

第8条 会員選考の方法

第1節 正会員

(1) 幹事は本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名を理事会に提出する。この推薦は本細則に別な定めがある場合を除き事前に漏らしてはならない。

(2) 新会員の推薦には原則として正会員2名の推薦を必要とし、かつ推薦する正会員は少なくとも当クラブに1年以上在籍した会員であることが望ましい。

(3) 理事会メンバー及び会員選考委員はなるべく新会員の推薦者となることを避けるものとする。また、他の奉仕団体の会員であった者は、その団体からの退社後少なくとも1ヶ月以上経過していなければ推薦することができない。

(4) 新会員の推薦を受けた理事会は会員を選考委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の

見地から、更に人格職業上および社会的地位、並びに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

- (5) 理事会は会員を選考委員会の勧告を審査して、推薦された会員候補者の入会の承認又は不承認と決定する。
- (6) 理事会が入会の承認の決定をした場合は、直ちに会員に対して 7DAYS NOTICE の通知をし、この通知の発送後 7 日以内にクラブ会員の誰からもこの推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申立がなかった場合は、会員候補者は本細則第 5 条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。
- (7) 理事会に対し異議の申立があった場合は理事会は定例または臨時の理事会においてこれを審議し当該被推薦者について票決を行うものとする。そして、理事会で理事会構成員の 3 分の 2 以上の賛成によりクラブ会員に選ばれた者とみなされる。
- (8) 会員増強委員会は、推薦者とともにクラブ会員に選ばれたメンバーに対し、同人がクラブ会員に選ばれたとみなされた後すみやかに、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。
- (9) 本節の規定により、新会員が選考された時は、クラブ幹事は、当該会員に対して会員証を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。また、当該会員はクラブの例会において新会員として正式に紹介されなければならない。

第 9 条 決議

本クラブ及び会員を拘束する決議または提案は理事会で審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる提案がクラブ会合で提起された場合は、例会での討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

第 10 条 議事の順序

例会での議事の順序は次のとおりとする

1. 開会宣言
2. 点鐘
3. シンギング
4. ゲスト紹介 会長ゲスト 来訪ロータリアンは
遠来のロータリアンから
5. 来信および告示事項
6. 会長挨拶 (月 1 回以上)
7. 幹事報告
8. 委員会報告
9. SAA 報告
10. 議事
11. 卓話その他のプログラム
12. 点鐘
13. 閉会

第 11 条 改定

本細則は定足数の出席する例会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。但し、かかる改正案の報告は当該例会の少なくとも 10 日前までに文書で各会員に交付されていなければならない。

附則

- ①本細則は、2011-12 年度 (2011 年 7 月 1 日) より実施する。

神戸南ロータリークラブ受入留学生に対する支援に関する規定

1. (1) 当クラブで引き受けた下記の留学生に対して必要な支援をするため当クラブは、留学生支援の為の特別基金（神戸南ロータリークラブ留学生支援基金という）を設置する。
(2) この基金によって支援の対象となる留学生は次のとおりとする。
支援の対象となる留学生
 - ①現在または過去において米山奨学生だった者で当クラブが米山奨学生としての世話クラブを現に引き受け又は引き受けていた者（以下米山奨学生という）。
 - ②現在または過去において、国際ロータリー財団の奨学生だった者で当クラブメンバーがホスト地区顧問（カウンセラー）を現に引き受け又は引き受けていた者。（以下ロータリー財団奨学生という）
2. (1) 会長は、理事会の承認を得て、ニコニコ箱に據出された奉仕金を、当基金に振りかえることができる。
(2) 会長は、理事会の承認を得て、クラブメンバーに対する基金を呼びかけることができる。
3. 会長は下記の場合、理事会の承認を得て、当基金から支援を求める留学生にたいして必要な援助金を贈ることができる。
 - (1) 支援の対象となる留学生は1項(2)記載のものに限定するものとし、いずれの留学生に対しても、担当するカウンセラーから要請があること。
 - (2) いずれの留学生も、それぞれの奨学生としての責任を果してきていること、特に例会への出席、その他ロータリー行事やロータリー以外の団体における活動がロータリー親善使節として十分果たされたと評価できること。
 - (3) 今後も、留学生生活を続けていく場合であること。

神戸南ロータリークラブ慶弔規定

1. 会員が公的な表彰を受け、その他公的に特別慶祝すべき事項を生じたときは、会長・副会長・幹事（以下三者という）の協議決定する方法によって祝意を表す。
2. 会員及びその配偶者、親、子が死亡した時は、金3万円を基準として、三者の協議決定する方法により弔慰する。
3. 会員が疾病により例会に出席できないことが引き続き5回以上に及んだときは金1万円を基準として、三者の協議決定する方法により見舞をする。
4. 以下に定める場合の慶弔の要否、程度、方法については三者で協議決定する。
 - ①会員が天災、火災、その他の事故により被災した場合。
 - ②もと会員であった者または、ロータリークラブの縁故者の慶弔。
5. 慶弔の度数により、予算の不足したる場合には、臨時会費を徴収する。